

老介発第 0908003 号
平成 17 年 9 月 8 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長
（公印省略）

国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について及び国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについての一部改正について

今般、平成 17 年 6 月 29 日付にて介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）が公布され、その一部が平成 17 年 10 月 1 日から施行されることとされたことに伴い、国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について（昭和 34 年 1 月 27 日保発第 6 号厚生省保険局長通知）及び国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和 39 年 1 月 20 日保発第 2 号厚生省保険局長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 10 月 1 日から適用することとしたので、貴管下連合会に対して、周知願いたい。

なお、標記については、厚生労働省保険局国民健康保険課とも協議済であること及び当該規約例等の改正は「例」の改正であって、既に改正を行っている団体などについては、今回の改正に拘束されるものではない旨申し添えるとともに、会計の取扱い等については、都道府県と国民健康保険団体連合会で適宜調整されたい。

記

- 1 国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について（昭和 34 年 1 月 27 日保発第 6 号）の一部改正
国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について別紙 1 の国民健康保険団体連合会規約例の一部を次のように改正する。
第六条第三項第一号中「居宅介護支援サービス費及び居宅支援サービス計画費」を「特定入所者介護サービス費、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費及び特定入所者支援サービス費」に改める。
- 2 国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和 39 年 1 月 20 日保発第 2 号）の一部改正

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについての一部を次のように改正する。

別表介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入の表の下欄中「2 高額介護サービス費等受入金」の次に「3 特定入所者介護サービス費等受入金」を加える。

別表介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳出の表の下欄中「2 高額介護サービス費等支出金」の次に「3 特定入所者介護サービス費等支出金」を加える。

(参考)

〇〇国民健康保険団体連合会規約例(昭和三十四年一月二十七日保発第六号) 抄

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(事業) 第六条 1・2 (略)</p> <p>3 この連合会は、前二項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十六条第一項第一号に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費及び特定入所者支援サービス費(以下「介護給付費」という。)の請求に関する審査及び支払に関する事務</p> <p>二〇五(六) (略)</p>	<p>(事業) 第六条 1・2 (略)</p> <p>3 この連合会は、前二項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十六条第一項第一号に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅介護支援サービス費及び居宅支援サービス費(以下「介護給付費」という。)の請求に関する審査及び支払に関する事務</p> <p>二〇五(六) (略)</p>

